損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処理損失		67,168,436
	当期総損失	67,168,436	
Ⅱ	損失処理額		67,168,436
	積立金取崩額	67,168,436	
Ⅲ	積立金振替額		144,565,717
	前中期目標期間繰越積立金	144,565,717	
Ⅳ	利益処分額		
	積立金	144,565,717	144,565,717

行政サービス実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務費用			
	損益計算書上の費用			
	業務費	10,500,989,961		
	一般管理費	420,007,977		
	固定資産除却損	4,104,433		
	過年度退職給付引当金繰入	608,417,014	11,533,519,385	
	（控除）			
	検定料収入	△ 9,979,842,000		
	成績提供手数料収入	△ 824,971,830		
	成績通知手数料収入	△ 328,824,800		
	適性試験受験料収入	△ 86,500,000		
	成績カード追加発行手数料収入	△ 318,920		
	高認読取手数料収入	△ 1,827,453		
	その他収入	△ 5,971,940		
	寄附金収益	△ 1,127,135		
	資産見返寄附金戻入	△ 799,536		
	物品受贈益	△ 1,680,525		
	雑益	△ 16,290	△ 11,231,880,429	301,638,956
Ⅱ	損益外減価償却等相当額			
	損益外減価償却相当額		67,083,550	67,083,550
Ⅲ	機会費用			
	政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		135,353,018	135,353,018
Ⅳ	行政サービス実施コスト			504,075,524

注　記　事　項

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成22年10月25日改訂）」及び「「独立行政法人会計基準」及び独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局財務省主計局　日本公認会計士協会　平成22年11月改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準は、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型、退職一時金については支出時収益化）を採用しております。

これは、予算に占める運営費交付金の割合が僅少であることから、業務の実施と運営費交付金との対応及び業務の実施と運営費交付金財源との期間的対応を示すことが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．業務収益の認識基準

役務提供完了基準によっております。

３．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
構築物	５～32年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、内規に基づき自己都合退職期末要支給額の100％を計上しております。

（追加情報）

従来、行政サービス実施コスト計算書において、引当外退職給付増加見積額を計上しておりましたが、翌事業年度より、運営費交付金による財源措置がなされないため、当事業年度より退職給付引当金を貸借対照表に計上するとともに、過年度の退職給付引当金繰入額608百万円を特別損失として計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金　個別法による原価法